

令和5年4月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年（行コ）第67号 年金額減額処分取消請求控訴事件（原審・大阪地方裁判所平成28年（行ウ）第195号、同第205号、同第212号。以下、それぞれ「第1事件」、「第2事件」、「第3事件」という。）

口頭弁論終結日 令和5年2月16日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 厚生労働大臣が平成25年12月4日付けで控訴人らに対してもした老齢基礎年金又は老齢厚生年金の額を改定する旨の各処分を取り消す。

第2 事案の概要（以下、略称は、別途定めるほかは、原判決の表記に従う。）

- 1 本件は、国民年金法（以下「国年法」という。）上の老齢基礎年金及び厚生年金保険法（以下「厚年法」といい、国年法と併せて「国年法等」という。）上の老齢厚生年金（以下、老齢基礎年金と併せて「年金」ということがある。）の受給権者である控訴人らが、国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第99号。以下「平成24年改正法」という。）は、年金を減額するものであって、憲法25条、29条1項、13条並びに経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）2条1項及び9条等に違反し無効であり、平成24年改正法の委任を受けて制定された政令第262号（平成16年度、平成17年度、平成19年度及び平成20年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組

合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成16年政令第298号。以下「平成16年政令」という。）の一部を改正するもの。以下「平成25年改正政令」という。）は、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があつて無効であるから、厚生労働大臣が平成24年改正法及び平成25年改正政令に基づいて平成25年12月4日付けで控訴人らに対してした年金額改定処分（以下「本件各減額処分」という。）は違法である旨主張して、本件各減額処分の取消しを求める事案である。

原審は、控訴人らの上記各請求をいずれも棄却する旨の判決をしたことから、控訴人らが、これを不服として控訴した。

2 前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張は、以下のとおり補正し、後記3で当審における当事者の補充主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の1から4までのとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決3頁24行目の「財政方式」の後に「を基本としつつ、一定の積立金を保有し、それを活用することにより、将来の受給世代について一定水準の年金額を確保するという財政方式」を、4頁1行目の「により、」の後に「年金の実質的価値を維持するために、」をそれぞれ加える。

(2) 原判決6頁12行目末尾を改行の上、以下のとおり加え、7頁8行目の「水準であった」及び10頁4行目の「水準となっていた」をいずれも「水準で支給された」と改め、7頁15行目の「厚生年金保険事業」の後に「（以下「年金事業」という。）」を加え、その後の「国民年金事業及び厚生年金保険事業」をいずれも「年金事業」と、9頁24行目の「上記ク(エ)b①の」を「本来水準によって計算された」と、同行目及び26行目の各「上記ク(エ)b②の」を「特例水準によって計算された」とそれぞれ改める。

「なお、同法附則2条は、政府は、平成13年以降において初めて行われる国年法による財政再計算が行われるまでの間に、平成12年度及び平成1

3年度において同法に基づき減額改定を行わなかったことにより、財政に与える影響を考慮して、当該額の見直しその他の措置及び当該規定の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすると規定した。」

- (3) 原判決13頁1行目を改行の上、次のとおり加え、同頁2行目の「(ア)」を「(イ)」と改める。

「(ア) 憲法25条は、1項において、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障し、2項において、国は、全ての生活部面について、社会保障等の向上及び増進に努めなければならない旨を規定し、生活保護に限らず、年金等を含めた全ての生活部面についての社会保障の向上及び増進義務を定めているから、被控訴人に対し、公費負担方式による公的年金制度によって、生活保護基準と同等か、又はこれを上回る水準の最低限度の生活を保障することを義務付けていると解すべきである。このような理解は、社会保障制度審議会が、昭和25年、社会保険を中心とした総合的社会保障制度の策定を前提とし、これを補完する制度として生活保護制度の改善・強化を勧告し、当該勧告を踏まえて現行の国年法等が制定され、昭和37年、老齢年金に生活保護基準と同等か、又はこれを上回る最低保障額を設ける旨の勧告をしたという経過にも整合する。」

- (4) 原審判14頁6行目の「等」を「、(f)国家レベルの措置の独立した再検討がなされたか否か」と改め、同頁7行目の「原則」の後に「（以下、単に「後退禁止原則」という。）」を加える。

- (5) 原判決14頁10行目冒頭から同頁22行目末尾までを削除し、同頁23行目を「イ 憲法25条適合性の判断枠組み」と、同頁24行目の「a」を「(ア)」と、15頁7行目の「b」を「(イ)」と、同頁17行目の「イ」を「ウ」とそれぞれ改める。

- (6) 原判決15頁5行目の「については、」の後に「法改正により従前とは異な

る基準を導入した結果、これまでに支給されていた額が減額された場合に、立法府に広範な裁量を認めるべきではなく、」を加える。

- (7) 原判決15頁19行目の「ならない。」の後に「特に、生存権を具体化する制度の創設が政治部門によってなされたとき、裁判所は、憲法25条の趣旨から逸脱するような立法裁量権行使の適正を図るよう統御すべきである。」を加え、同行目の「立法過程に照らして」を「立法に至る判断過程における」と、同頁20行目及び16頁3行目の各「裁量権」をいずれも「立法府の裁量権」と、同頁13行目の「かい離」を「乖離（以下「本件乖離」という。）」と、同頁20行目を「b 特例水準の解消により世代間の公平や年金制度の持続可能性が確保されるものではないこと」とそれぞれ改める。
- (8) 原判決19頁15行目冒頭から同頁19行目末尾までを削除し、同頁20行目の「c」を「b」と、20頁7行目の「d」を「c」とそれぞれ改める。
- (9) 原審判21頁3行目末尾に「しかし、最も考慮すべき事項である高齢者の生活に与える不利益、影響という観点での問題提起は全くされず、これについての具体的説明もなかった。」を加え、同頁7行目の「にある。」を「にあり、医療・介護の自己負担も増加している。」と改める。
- (10) 原判決21頁18行目冒頭から同行目の「これらの事情」までを次のとおり改める。
「d しかし、平成24年改正法の立法過程においては、上記aないしcまでの事情は全く考慮されておらず、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用（以下「裁量権の逸脱・濫用」という。）がある。」
- (11) 原判決22頁7行目の「かい離率」を「乖離率（以下「本件乖離率」という。）」と、同頁10行目の「特例水準」から「かい離率」まで及び同頁11行目の各「かい離率」をいずれも「本件乖離率」と、同頁13行目の「説明した」を「計算し、審議に提出した」とそれぞれ改める。

(12) 原判決22頁19行目冒頭から20行目末尾までを次のとおり改める。

「ア 憲法25条の解釈等

(ア) 憲法25条1項にいう「健康で文化的な最低限度の生活」は、公的年金制度のみならず、その他の制度を含む社会保障法制度全体を通じて保障されるべきものである。公的年金制度は、それのみで「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するものではないことからすると、年金額が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する水準に達しているかどうかを問題にすること自体、前提を誤っており失当である。

(イ) 社会権規約の裁判規範性と同規約違反

(13) 原判決23頁10行目を「イ 憲法25条適合性の判断枠組み」と改め、同頁18行目の「イ」を「ウ」と、25頁4行目の「ウ」を「エ」と、同頁10行目の「エ」を「オ」とそれぞれ改め、24頁8行目の「集中検討会議」の後に「（以下「検討会議」という。）」を加え、25頁22行目冒頭から26頁10行目末尾までを削除する。

(14) 原判決26頁11行目を次のとおり、同頁13・14行目、同頁15行目、同頁21行目及び32頁24・25行目、35頁8・9行目の各「特例水準と本来水準とのかい離の割合」をいずれも「本件乖離率」とそれぞれ改める。

「カ 立法裁量の逸脱・濫用について

(ア) 本件乖離について

(15) 原判決26頁22行目末尾を改行の上、次のとおり加える。

「(イ) 男性一般と比較して女性一般の年金受給額が低額であるといい得るとしても、厚生年金保険料について、男女間の賃金格差を考慮して女性の保険料率が低く設定され、女性の退職年齢が早いことを考慮して厚生年金の支給開始年齢が55歳とされるなど、女性に対する優遇措置も数多くとられてきたのであって、女性の年金問題が放置されているわけではない。控訴

人らが指摘する女性の働き方の特徴は、専ら労働政策の問題であって、年金制度の改正のみで解消できるものでもないから、これをもって本件各減額処分の違憲性を主張するのは失当である。」

- (16) 原判決27頁6行目の「いうから」を「いうところ」と、同頁7行目の「財産権」の後に「の具体的権利」を加える。
- (17) 原判決27頁16行目末尾に「特に既裁定年金受給額を切り下げる必要性及び合理性の判断にあたっては、年金受給権が高齢者にとって、ほぼ唯一の生計の資本となる生活に直結した財産権であるという権利の性質等を十分に考慮し、厳格な判断を行うべきである。」を加える。
- (18) 原判決29頁7行目及び9行目の各「イ」をいずれも「ウ」と改め、同頁12行目末尾に「その結果、昭和12年度以降に生まれた者の年金受給額が特例水準の解消という目的を超えて過度に減額された。」を加える。
- (19) 原判決31頁15行目の「物価指数」を「全国消費者物価指数」と、32頁14行目の「社会情勢」を「社会経済情勢」とそれぞれ改め、同頁16・17行目の「の想定とは異なること」を「には年金額を減額して特例水準を解消することは想定されていなかったこと」とそれぞれ改める。
- (20) 原判決35頁15・16行目の「特例水準による年金額と本来水準による年金額とのかい離率」を「本件乖離率」と、同頁17行目の「17」を「16」と、同行目の「19~25」を「19~23、25」と、同頁18行目の「58」を「59」と、同頁19行目の「90」を「92」と、同行目・20行目の「109~111、113」を「109~110」とそれぞれ改め、同行目の「、121」を削除する。

3 当審における当事者の補充主張の要旨 (控訴入らの主張)

- (1) 平成24年改正法の憲法25条、社会権規約適合性における判断枠組等について

ア 公的年金制度は、憲法25条1項の生存権規定を具体化した制度であり、年金受給権は、同項により保障された権利である。そして、国年法1条の規定によれば、国民年金制度は、憲法25条2項に定める国の社会保障の向上、増進義務を具体化した制度である。また、年金受給権は、保険料が拠出されたことに基づく給付としての性格、つまり拠出された保険料との牽連関係を有しており、財産権保障との関係では、他の政府給付に比較して財産的性格が強いものであり、憲法13条、29条が重畳的に保障する権利である。年金受給権の侵害は、直ちに年金受給者の日々の生存の困難に直結するものであり、政治過程を通じての是正を待つ余裕はないし、年金受給者らの政治参加の道を狭め、拳句、民主政の基盤そのものを危機に陥れかねない。

このような立法措置等により具体化された制度に基づく権利を侵害し、あるいはこれを不利益に変更する場合には、裁判所は、立法府の広範な裁量を認めるべきではなく、後退禁止原則が適用されることを考慮して、その目的が正当であり、その目的を達成するために必要最小限のものであることを、被控訴人に主張立証させた上で、その合憲性について厳格に審査、判断しなければならない。

イ 立法府であれ行政府であれ、その裁量権は、憲法が裁量権を与えた趣旨に沿って適切に行使されなければならないところ、平成24年改正法が、実体において著しく合理性を欠き、明らかに裁量権の逸脱・濫用が認められるかどうかの審査に加え、平成24年改正法制定に至る立法手続判断過程に裁量権の逸脱・濫用があるかどうかの審査によって、立法府の裁量権の逸脱・濫用の有無を判断すべきであるにもかかわらず、原判決は、これらについて一切言及、判断しておらず失当である。

ウ 平成24年改正法には、立法過程において、以下の(ア)及び(イ)のとおり、必要な調査、検討、判断の欠如、事実誤認が認められ、また、平成13年

特例法附則2条が求める「財政に与える影響」についての適切な考慮、検討が行われたともいえないから、立法過程に裁量の逸脱・濫用が認められ、立法裁量権の逸脱・濫用がある。

(ア) 立法過程における必要な調査、検討、判断の欠如

平成24年改正法の立法目的は世代間の公平と年金制度の持続可能性の確保とされるが、立法過程を検討しても、上記立法目的と特例水準の解消との関係について、その合目的性（正当性）や目的と手段の合理性、妥当性、整合性が議論され、検討された形跡はない。平成23年6月2日に検討会議において提出された「社会保障改革案」において、それまで全く議論も検討もされていなかった「特例水準の3年間での解消」の提案が突然記載され、以後、これについて審議、検討された経緯はない。また、既裁判者への影響、乖離率の違いやそれぞれの生活状況の違いといった事情を捨象して一律に年金額を減額することの是非の調査、検討もされず、パブリックコメントや既裁判者からの聴取もされず、年金減額の前提となる既裁判者の基礎的な生活に関する事項や確保されるべき生活水準、女性の低年金受給者の深刻な生活実態等についての調査、把握、検討もされていない。生活保護制度との関係についても検討判断がされた形跡はない。年金制度における世代間公平や持続可能性の確保のための他の代替手段や選択肢の検討もされていない。特例水準の解消を必要とする事情（特に年金財政、年金積立金の状況）や維持した場合の経済政策全体への影響、仮に特例水準の解消が必要であるとしても、どの程度の期間をかけて解消すればよいのかについて客観的資料に基づく検証、検討が行われたともいえない。

(イ) 立法過程における事実誤認

少子・高齢化により、現役世代の高齢者扶養負担が将来的に極めて重くなるという懸念は根拠がない。扶養負担は、高齢者だけでなく子ども

も含めた扶養される人口全体について検討すべきであり、そのような検討を行えば、現役世代の扶養負担は、長期的にはほとんど変化せず、多少重くなるとしても、将来的な労働生産性の向上や女性の社会進出などを考慮すると、極めて軽微である。また、少子化により人口が減少してもGDPの水準を維持・増大できれば、再生産を続け、豊かさの水準を引き上げができるのだから、労働力人口の減少による国民経済規模が縮小するとの懸念は当たらない。

賦課方式で運営されている年金制度においては、将来世代の年金は、将来の年金財源によって賄われるものだから、特例水準の継続の有無は将来世代の年金水準を左右するものではないし、特例水準を将来世代にも適用されるよう維持すれば、世代間に不公平は生じない。

マクロ経済スライド制は世代間の公平を図るとしているが、年金の実質的価値を侵害する制度である。るべき年金水準を考察しない今までのマクロ経済スライド制の導入は、昨今の社会経済情勢からすれば、経済状態は改善せず、出生率も変わらず、納付率・賃金も大きく変動しない可能性が高い中で、年を重ねるごとに所得代替率を低下させていくものである。

平成24年改正法の審議過程で示された乖離率一律2.5%という数字や、特例水準による年金受給者の「もらいすぎの金額」が累計7兆円又は9.3兆円もあるというのは正確な数字ではなかった。

(2) 平成24年改正法の憲法29条1項適合性

ア 原判決は、財産権の性質、変更の程度、変更目的の公益性を総合考慮して公共の福祉該当性を判断すべきとしながら、上記各事情をそれぞれ排斥し、総合考慮していない点で誤りである。

イ 年金受給権は、生存権と強く結びついた財産権である。これは、年金受給権が生活保護受給権と同様、原則として全額差押え禁止とされているこ

とにも顯れている。したがって、憲法29条の解釈に当たっても、後退禁止原則が適用されることを考慮して、その目的が正当であり、その目的を達成するために必要最小限のものであることを、被控訴人に主張立証させた上で、その合憲性について厳格に審査、判断しなければならない。

(ア) 原判決は、本件各減額処分が、平成24年改正法による年金引下げによる年金受給者の生活への影響について男女差など具体的に顧慮せずに一律になされ、物価指数が高齢者の消費実態を正しく反映していないままなされたことを考慮せずに安易に本件各減額処分を追認した。また平成16年改正法の特例水準の解消は物価上昇局面に行うと定められていたにもかかわらず、物価上昇によらずに解消される必要性にまで踏み込まず本件各減額処分を追認した。これらの判断は、後退禁止原則に照らしても到底許されない。

(イ) 原判決は、平成24年改正法が、特例水準の解消によるマクロ経済スライド制の発動を目的とした上で、同制度の導入は将来世代の給付水準が低下することを回避し、世代間の公平を図り、年金制度の持続可能性を確保することを目的とするから、相応の合理性があると判断した。しかし、被控訴人は、札幌高裁における裁判所からの求釈明に対し、マクロ経済スライド制の導入と特例水準の解消とは関係ないと回答していることに照らせば、上記判断には疑問が生じる。

(3) 被控訴人は、年金財政について、平成14年度以降赤字になっていること、年度末積立金が減少する傾向にあったことを指摘し、年金財政は悪化していたとするが、仮にそうであったとしても、年金財政の赤字になっている理由が特例水準の維持にあることについての立証はない。

(被控訴人の主張)

(1) 平成24年改正法の憲法25条適合性における判断枠組等について
ア 平成24年改正法の憲法25条適合性は、立法目的と内容（手段）の合

理性に照らして、当該立法内容が著しく不合理かどうかという観点から判断されるべきであり、行政庁の裁量権の逸脱・濫用の有無に係る司法判断の手法を、立法裁量の当否が問題となる本件に適用することは当を得ないものである。行政機関による基準策定に係る裁量は、立法機関で定められた法律により限界づけられるものであって、法律の定立そのものの裁量を問題とする立法措置とはその裁量の質も異なるからである。控訴人らは、行政裁量の分野において行われている司法審査の手法を立法裁量の分野に応用する趣旨と解される、公職選挙法の参議院議員の議員定数配分規定の憲法適合性が争われた最高裁平成16年1月14日判決（民集58巻1号56頁）における藤田宙靖最高裁判事らの補足意見を引用するが、多数意見と異なる補足意見であり、特に、本件は、上記判決において問題とされた立法不作為についての裁量権の行使の場合とは異なり、社会経済情勢を踏まえた政策判断としての社会保障立法の立法裁量が問題とされていることからしても、控訴人らの主張は当を得ないものである。なお、控訴人らが挙げる平成24年改正法の憲法適合性にかかる高松高裁令和4年5月26日判決は、立法経過に現われた事情が、制定された法律の憲法適合性判断において、立法事実として意味を持ち得ることを指摘したにすぎず、同判決が控訴人らのいう判断過程統制審査を採用したものではない。

国年法等による公的年金制度は、憲法25条の趣旨を実現するために設けられた社会保障上の制度であるところ、同条1項における「健康で文化的な最低限度の生活」は抽象的・相対的な概念であって、これを現実の立法として具体化するにあたっては、国の財政事情を無視することはできず、また、多方面にわたる複雑多様な、しかも高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものであり、その選択決定は、立法府の広い裁量に委ねられており、その具体的に定めたところが、憲法25条の趣旨等に照らして著しく合理性を欠き、明らかに裁量権の逸脱・濫用と

認められる場合に限り、同条に違反すると判断されるべきである。

イ 控訴人らの憲法25条適合性における判断枠組みについての主張は措くとして、立法過程に現われた事情が平成24年改正法の内容等の合理性を審査する際に考慮される場合でも、控訴人らが掲げる事柄は、その合理性の判断を左右する事情とならない。なお、立法過程に現われた諸事情であっても、当該法律の具体的な内容を離れた当該事情それ自体の当不當が上記合理性の判断を左右するものではないことは当然であるし、国会における審議の内容や経過の当不當については、所定の手続に則って可決成立した法律の効力を左右する余地はなく、憲法適合性の判断を左右するものではない。

(ア) 控訴人らは、検討会議において突然提出された特例水準の解消について審議、検討した経緯はないと主張する。しかし、年金関係の個別の施策や法案の策定 자체は、別途、厚生労働省設置法所定の諮問機関であり外部の有識者を構成員とする社会保障審議会（厚生労働省設置法6条1項に基づいて設置。学識経験者で構成。年金部会はその下部機関。）等を検討の場とすることが想定されていた。社会保障改革案は、検討会議でのそれまでの議論を踏まえ、平成23年6月2日にまとめられたものであり、その後、政府・与党社会保障改革検討本部において、討議がされ、同年6月30日に「社会保障・税一体改革成案」としてまとめられ、同年7月1日に閣議報告された。年金部会は、平成24年改正案の提出に向けて、同年8月26日から計8回の審議を重ね、同年12月16日、「社会保障審議会年金部会におけるこれまでの議論の整理」を取りまとめた。これを踏まえ、各所管長における検討作業を経て、法制度化が実現された。

(イ) 控訴人らは、特例水準を解消する必要性について、年金制度における世代間の公平や持続可能性の確保のための他の代替手段や選択肢の検討

がされなかつたと主張する。しかし、年金の減額が年金受給者に及ぼす影響やそれに対する対応策が、法案策定の過程で年金部会でも検討されたことは、年金受給者に及ぼす影響に配慮して3年間で段階的に特例水準を解消しようとした平成24年改正法の内容からしても明らかである。

- (ウ) 控訴人らは、平成24年改正法の立法過程において、パブリックコメントや既裁判者からの聴取もされなかつたと主張する。しかし、国会の法案審議において公聴会を実施することは必要的ではないし（国会法51条）、パブリックコメントの聴取も義務的ではない（行政手続法39条1項）。その不実施を立法裁量の判断において問題視するのは、控訴人の独自の見解にすぎず、適切ではない。
- (エ) 控訴人らは、特例水準を維持した場合の経済政策全体への影響について検証されていないと主張する。しかし、平成24年改正法の主たる目的は、本来水準より高い特例水準による年金額の支給が続くことで将来世代の給付水準が低下することを回避し、世代間の公平を図り、かつ、年金制度の持続的可能性を確保するために、特例水準を解消することにあり、特例水準が維持された場合の経済政策全体への影響という事情は、平成24年改正法の内容の合理性を検討する上で本質的な問題ではない。
- (オ) 控訴人らは、平成24年改正法の審議過程で示された乖離率一律2.5%という数字や、特例水準による年金受給者の「もらいすぎの金額」が累計7兆円又は9.3兆円であるとされたのは正確な数字によるものではなかつたとして、かかる事実誤認に基づき特例措置の財政への影響が過大に考慮されたと主張する。しかし、上記数字やそれによる試算は、特例水準による足下の年金財政への影響を極めて粗く機械的に算出したものとの留保が付された上で検討・審議に供された資料の一つであり、平成24年改正の審議における資料として十分合理性を有するものであったから、控訴人の主張は適切ではない。

(カ) 控訴人らは、平成24年改正法の審議過程において、平成13年特例法附則2条が求める「財政に与える影響」についての適切な考慮、検討が行われたとはいえないと主張する。しかし、前記附則2条は、国年法等の規定どおりに年金額の改定を行わなかったことにより本来水準より高い年金額が支給されたことが財政に与える影響を考慮して、これを回避するために必要な対処として、平成16年までに行うことが予定されていた財政再計算の際に、当該額の見直しその他の措置及び当該規定の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしたのであり、当該規定は、平成24年改正法の立法過程において、考慮又は検討すべき事項等について規定するものではない。したがって、平成24年改正法の立法過程が前記附則2条に違反する旨の控訴人らの主張は、その解釈を誤るものである。

(キ) その他、控訴人らの「立法過程における必要な調査、検討、判断の欠如及び事実誤認」についての主張に対する反論は、既に原審において述べたとおりである。

(2) 控訴人らは、平成24年改正法制定当時、年金財政が悪化しているとの数値は示されておらず、特例水準を維持することで財政に与える影響はなかったはずで、世代間の公平や年金制度の持続可能性を確保するために同法を制定する必要性はなかったと主張する。しかし、特例水準の足下の年金財政に対する影響を極めて粗く機械的に算出すると、平成12年度から平成21年度までの10年間で約5.1兆円多く年金が支出され、平成22年度及び平成23年度の支給見込額を加えるとその額は約7兆円となることなどが議論され、議論の整理として特例水準を3年以内で解消することなどがまとめられたのであり、仮に年金財政が悪化していなかつたとしても、特例水準を解消する必要性が否定されることにはならない。しかも、平成21年の財政検証によれば、年金特別会計の収支差引残のうち、厚生

年金については、平成15年度以降は赤字となり、年度末積立金が減少する傾向になっており、平成20年度の赤字額が3兆380億円であった、国民年金については、平成14年度以降は赤字となり、年度末積立金が減少する傾向になり、平成20年度の赤字額が5662億円であったと指摘されていたのであり、控訴人らが指摘する点を踏まえても、年金財政が悪化していなかつたなどとはいえない。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人らの請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、以下のとおり補正し、後記2において当審における当事者の補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」1から7までに記載のとおりであるから、これを引用する。
 - (1) 原判決37頁11行目の「景気回復」の後に「とともに年金受給者への配慮」を加える。
 - (2) 原判決38頁2行目の「当該規定」を「平成16年改正法による改正前の国年法16条の2、厚年法34条等の規定」とそれぞれ改める。
 - (3) 原判決42頁16行目の「が適當」を「の導入が適當」と、46頁24行目の「38」を「乙全38、49」とそれぞれ改める。
 - (4) 原判決47頁6行目末尾を改行の上、次のとおり加え、同頁7行目の「(ア)」を「(イ)」と、48頁20行目の「(イ)」を「(ウ)」とそれぞれ改める。

「(ア) 社会保障・税一体改革の検討を集中的に行うとともに国民的議論をオーブンに進めるために、平成23年1月21日に設置された民間有識者等で構成される検討会議は、同年6月2日、社会保障改革案をとりまとめた。これを受け、税制調査会や地方団体からの意見を聞き、政府・与党社会保障改革検討本部において討議され、同本部は、同月30日「社会保障・税一体改革成案」を決定し、同年7月1日閣議報告された。検討会議が上記社会保障改革案をとりまとめるにあたり同年2月5日から同年6月2日ま

でに 10 回（非公式な準備作業会合を含めれば 14 回）にわたり議論した議事録からは、特例水準の解消について正面から議論されたことはうかがわれないし、社会保障改革案及び社会保障・税一体改革成案にも特例水準の解消は特に明記されていないが、検討会議では、既に平成 16 年改正で導入されたマクロ経済スライド制が、デフレ下で適用されない制度となっていることの見直しが前提とされ、その運用のあり方と併せて、貧困、格差対策、低所得者対策については議論されていること、社会保障改革案及び社会保障・税一体改革成案には、デフレ下のマクロ経済スライド制の検討について言及されていることに照らせば、上記社会保障改革案を取りまとめるにあたり、特例水準の解消を前提としてマクロ経済スライド制導入の実効化が議論されてきたと推察される。その後、年金部会は、平成 24 年改正案の提出に向けて、同年 8 月 26 日から同年 12 月 16 日までに計 8 回の審議を重ね、特例水準の解消について、どのような解消のしかたをするのか、その場合どのように年金受給者への丁寧な説明をしていくのかなどが議題にされ、解消の是非や財産権との関係についても複数発言され、「社会保障審議会年金部会におけるこれまでの議論の整理」が取りまとめられた。その間、衆参両議院における厚生労働委員会並びに行政刷新会議ワーキンググループにおいて具体的に特例水準の解消について議論がされている。」

(5) 原判決 50 頁 26 行目冒頭から 51 頁 2 行目の「国民年金制度」までを次のとおり改める。

「(1) 憲法 25 条の解釈及び適合性の判断枠組み

ア 国年法は、憲法 25 条 2 項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によって、国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とするものである（1条）。そして、厚年法は、労働者の老齢、障害

又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とするものであつて（1条）、国年法と共に通する目的を有することに鑑みれば、厚年法もまた憲法25条2項の規定する理念に基づくものであると解される。

このように国民年金制度】

(6) 原判決51頁21行目冒頭から54頁7行目末尾までを次のとおり改める。

「(ア) 控訴人らは、憲法25条は、1項において、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障し、2項において、国は、全ての生活部面について、社会保障等の向上及び増進に努めなければならない旨を規定し、生活保護に限らず、年金等を含めた全ての生活部面についての社会保障の向上及び増進義務を定めているから、被控訴人に対し、公費負担方式による公的年金制度によって、生活保護基準と同等か、又はこれを上回る水準の最低限度の生活を保障することを義務付けていると解すべきであると主張する。

しかし、憲法25条は、前記のとおり規定するものの、公的年金制度について何ら言及するものではなく、その文言上、公的年金制度によって最低限度の生活を保障する旨を定めるものではない。そして、同条2項は、福祉国家の理念に基づき、社会的立法及び社会的施設の創造拡充に努力すべきことを国の責務として宣言したものであることに鑑みれば（昭和57年大法廷判決参照）、同項の趣旨に照らしても、憲法25条は、国が公的年金制度のみによって最低限度の生活を保障することを個々の国民に対して具体的、現実的な義務として定めたものであると解することはできない。

さらに、国年法等の立法経過についてみても、昭和60年改正法による老齢基礎年金は、公的年金が老後の生活の所得保障の柱であり、老後の生活の確かな支えとなるべきであるが、その生活の全部を支えるものではなく、他に稼働・資産収入、個人の貯蓄や私的年金等の手段があることを前提として、高齢者の平均的な生活費のうち、その基礎的な支出を保障する

ものとして導入されたものであって、年金と生活保護は、制度の目的や役割が異なり、基礎年金の水準引上げには、保険料の負担を伴うこと等から、年金額が必ず生活保護基準を上回るものでなければならないとされていたものではない。そうすると、国年法等の立法経過に照らしても、公的年金制度が、これらのみによって最低限度の生活を保障するために具体的に制度化されたものであるということはできない。

したがって、控訴人らの前記主張は採用することができない。

- (イ) 控訴人らは、後退禁止原則が我が国の国内法を拘束するとともに（直接適用される）、憲法25条2項を解釈する上でも規範的効力を有する（間接適用される）と主張する。

しかし、社会権規約9条は「この規約の締約国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める。」と規定しているところ、これは、締約国において、社会保障についての権利が国の社会政策により保護されるに値するものであることを確認し、上記権利の実現に向けて積極的に社会保障政策を推進すべき政治的責任を負うことを宣言したものであって、個人に対し即時に具体的権利を付与すべきことを定めたものではない（最高裁平成元年3月2日判決・裁判集民事156号271頁参照）。

そして、社会権規約2条1項が締約国において「立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成する」ことを求めており、社会保障についての「権利」の完全な実現を漸進的に達成することは上記のとおり締約国の責務ではあるが、同規定の文言から、同規定が締約国において後退的措置を探ることができる場合の要件等を提示したものであるとまで解することはできず、同規定が公的年金制度の後退的措置について立法府の裁量を直接に羈束するものではないと解される。また、社会権規約委員会の一般的意見が締約国を法的に拘束すると解すべき合理的根拠も見出し難い。

そして、上記検討のとおり、社会権規約9条及び2条1項は、同条に規定する権利の実現に向けて積極的に社会保障政策を推進すべき政治的責任を負うことを宣言したにすぎないものであって、社会権規約の趣旨を憲法25条2項の解釈において尊重するとしても、同条の適合性の判断枠組みが左右されるということはできない。また、このような社会権規約の法的性質に加え、前記説示のとおり、社会権規約委員会の一般的意見が直ちに締約国を法的に拘束すると解すべき根拠は見当たらないことを併せれば、憲法25条2項の解釈に当たって前記一般的意見を反映すべきであるともいえない。

したがって、控訴入らのいう後退禁止原則を含め、社会権規約9条及び2条1項並びに社会権規約委員会の一般的意見に基づき、立法府の裁量が直接に羈束されるものであるということはできないし、憲法25条2項を解釈する上でも規範的効力を有するものではない。

(ウ) 控訴人らは、公的年金制度が憲法25条2項に基づき創設された結果、年金受給権は、同条1項によって個々の国民に保障される具体的な権利となっているところ、同条2項は、その向上及び増進に努めるべき國の責務を定めているもので、また、年金受給権が、生存に直結する、憲法13条、29条とも密接に関連し重疊的に保障されているにもかかわらず、これが侵害された場合には、政治過程を通じて是正することが困難であることに照らせば、具体的な権利として保障された年金受給権を向上・増進させることなく、年金受給者に不利益に変更する場合には、立法府の広範な裁量を前提に司法審査の範囲を限定すべきではない旨主張する。

しかし、前記(1)アで説示したとおり、憲法25条1項における「健康で文化的な最低限度の生活」は、極めて抽象的・相対的な概念であって、その具体的な内容は、その時々における文化の発達の程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべき

ものであるとともに、同条の規定を現実の立法として具体化するに当たっては、国の財政事情を無視することができず、また、多方面にわたる複雑多様で、しかも高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものであり、同条2項は、社会保障等の向上及び増進に「努めなければならない」と定め、その趣旨は、日本国憲法が施行された当時の終戦後の社会経済情勢に鑑み、福祉国家の理念に基づき、社会的立法及び社会的施設の創造拡充に努力すべきことを国の責務として宣言したものであって、同項が、後退禁止原則を定めたもの、すなわち、社会経済情勢の変動があっても既定の社会保障給付の内容を不利益に変更することを禁止したものとはいえない。

もっとも、前記(1)アに判示のとおり、高齢者に対する年金は、高齢者の生活の安定等を目的とするものであり、実態としても、稼働能力を喪失した多くの高齢者にとって不可欠の定期的かつ安定的な収入としての側面を有することに照らせば、年金受給者において、将来にわたっても従来と同程度の水準の年金給付を受けられるものであるとの期待は十分配慮されるべきものというべきである。したがって、年金給付の水準を低下させるいわゆる後退的措置を伴う立法の合理性、憲法25条適合性を検討するに当たっては、このような公的年金制度の特質も考慮されるべきではある。

ただ、前記特質に鑑みれば、同時に将来年金を受給するために保険料を負担している者の前記期待も考慮されなければならず、その結果、公的年金制度の持続性の確保や現受給者と将来の受給者（現負担者）との間の公平性が要請されるから、その制度設計においては、既に年金受給年齢に達した者だけでなく、将来同年齢に達することになる現役世代・将来世代の利益・負担への配慮も必要であるところ、65歳以上人口の割合が日本国憲法施行当時と比べて4倍、老齢基礎年金制度が導入された昭和60年と比較しても倍以上になるなど、わが国が急速な少子高齢化の局面に入り、

年金受給世代と現役世代との人口比も大きく変動している中、従来同様の制度設計で、世代間の公平を保ちながら公的年金制度を持続させていくことは、極めて困難といわざるを得ない。

そして、急速な少子高齢化という局面での公的年金制度の設計は、高度に専門的かつ分野横断的な検討を要するものであるところ、公的年金制度に係る立法府の裁量を検討するに当たっては、上記のような側面も十分に考慮すべきである。

したがって、年金額を年金受給者に不利益に変更する場合には、立法府の広範な裁量を前提に司法審査の範囲を限定すべきではない旨の控訴人らの主張は採用することができない。」

- (7) 原判決54頁8行目の「違反の有無」を「適合性」と、同頁12行目の「前記改正経緯(2)カ」を「前記改正経緯(2)エ、カ」とそれぞれ改め、同行目の「よれば、」の後に「国年法等は、年金の実質的価値を維持するための仕組みである物価スライド制を採用している以上、物価が低下した場合には年金額の減額改定をすべきところ、」を、57頁12行目の「おおむね」の前に「極めて粗く機械的に算出すると」をそれぞれ加え、58頁15・16行目及び60頁18・19行目、同頁21・22行目、同頁24行目、61頁1・2行目、同頁4・5行目、62頁9・10行目、63頁25・26行目、64頁14・15行目、67頁1・2行目、69頁1行目の各「特例水準による年金額と本来水準による年金額とのかい離」、58頁24行目の「上記かい離」、60頁6行目の「特例水準」から「差」まで、66頁25行目の「現に」から26行目の「かい離」までを、いずれも「本件乖離」と、59頁9行目の「違反の有無」を「適合性」とそれぞれ改め、59頁12行目冒頭から60頁1行目末尾までを削除する。

- (8) 原判決60頁2行目の「イ」を「ア」と、同頁8行目の「「世代間の公平」」から同頁9行目の「無内容である」まで及び61頁9行目の各「「世

代間の公平」が無内容であること」をいずれも「特例水準の解消により、世代間の公平や年金制度の持続可能性が確保されるものではないこと」とそれぞれ改める。

- (9) 原判決61頁16行目の「7兆円」の前に「極めて粗く機械的に算出したものであることを前提としても」を、同頁17行目の「支給され、」の後に「本件乖離率について、生まれ年による違いを反映させた、より正確性の高い計算をしても、やはり超過給付額は兆単位となるのであって、」をそれぞれ加える。
- (10) 原判決62頁3行目の「所得」から同頁5行目の「べきである」までを「控訴人らの指摘を考慮しても、所得代替率が、客観的な統計に基づいて、全体的に可処分所得を対比・検討するものとして、世代間の公平を検討する上での指標の一つとなり得ることを否定することはできず、それらの指標を基準として世代間の公平について検討したことが不合理であるとまではいえない」と改める。
- (11) 原判決63頁8行目の「そして、」の後に「マクロ経済スライド制の導入に伴い、必要な積立金を保有しつつ、財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、調整期間を設け、同期間ににおいて、調整率を導き出し、年金額を決定又は改定する仕組みも導入したことや」を、同頁14行目の「スライド制」の後に「を導入すること」をそれぞれ加え、同頁17行目の「ウ」を「イ」と改める。
- (12) 原判決63頁21行目の「公的年金制度」から同頁25行目の「③」までを削除し、64頁2行目の「④」を「③」と、66頁11行目の「(ウ)」を「(イ)」と、同行目の「③」を「②」と、67頁16行目の「(エ)」を「(ウ)」と、同行目の「④」を「③」とそれぞれ改め、65頁13行目冒頭から66頁10行目末尾までを削除する。
- (13) 原判決68頁7行目の「(イ)」を「(1)イ(ア)」と、同頁23行目の「エ」を

「ウ」と、69頁18行目の「(ア)」を「(イ)」とそれぞれ改める。

(14) 原判決70頁4行目、77頁13行目及び82頁10行目の各「特例水準と本来水準のかい離率」、70頁6行目の「同かい離率」、同頁14行目及び16行目の各「特例水準」から同頁15行目及び17行目の各「割合」まで、81頁25行目の「本来水準と特例水準とのかい離の割合」をいずれも「本件乖離率」と改め、70頁17行目の「機械的」の前に「極めて粗く」を加え、同頁19行目の「そして、」を「なお、本件乖離率について、生まれ年による違いを反映させたより正確性の高い計算をしても、やはり超過給付額は兆単位となる。」と、同頁22行目の「オ」を「エ」とそれぞれ改める。

(15) 原判決71頁12行目及び72頁4行目の各「違反の有無」をいずれも「適合性」と、71頁13行目冒頭から72頁3行目末尾までを次のとおり改める。

「既に裁定済みの老齢基礎年金又は老齢厚生年金の受給権のように法律で一旦定められた財産権の内容を、事後の法律で変更する場合でも、それが公共の福祉に適合するようにされたものである限り、これをもって違憲の立法ということはできない。そして、当該変更が公共の福祉に適合するようにされたものであるかどうかは、一旦定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度及びこれを変更することによって保護される公益の性質等を総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによって判断すべきである（昭和53年大法廷判決参照）。」

(16) 原判決72頁11行目の「2」を「(1)」と、同頁19行目及び73頁4行目の各「、現に」から72頁20行目及び73頁5行目の各「かい離」までと同頁6行目の「上記かい離」をいずれも「本件乖離」と、74頁10行目の「すぎず、」の後に「年金の実質的価値を維持するための仕組みである物

価スライド制の指標である」を加え、75頁11行目の「ウ(ウ)」を「イ(イ)」と、同頁25行目の「イ」を「ア」と、76頁1行目の「イ」を「アイ」と、同頁12行目の「ウ(イ)、(エ)」を「イ(エ)」と、77頁17行目の「エ」を「ウ」とそれぞれ改める。

(17) 原判決78頁4行目冒頭から同頁26行目末尾までを次のとおり改める。

「控訴人らは、年金受給権は、高齢者が自己の選択に従って老後の生活を送ることを保障するという点で、憲法13条によつても保障されているのであり、合理的な理由がないのに年金額を減額することは許されず、平成24年改正法は憲法13条に違反する旨主張する。

しかし、憲法13条後段は、個別の人権条項の適用がない場合に補充的に適用されるものと解されるから、年金受給権については、憲法25条及び29条の規定に違反するかどうかを検討すれば足りる。そして、前記2及び3で検討したところによれば、「健康で文化的な最低限度の生活」の保障は、公的年金制度のみならず、各社会保障制度全体において実現されるべきものであつて、平成24年改正法による年金額の減額には合理的な理由が認められ、また減額する程度も合理的な範囲にとどまるものというべきであるから、これが、それらの規定に違反するものであるということはできないことは、先に述べたとおりである。」

(18) 原判決80頁7行目の「内閣の」から同頁8行目末尾までを「その委任の範囲を逸脱したものであるということはできない。したがつて、平成25年改正政令の制定に係る裁量権の逸脱・濫用があるということはできない。」と、同頁19行目の「原告らの」から同頁20行目末尾までを「その委任の範囲を超えて、内閣に、種々の事情を広範に考慮して慎重な判断をする義務があると認めることはできず、控訴人らの主張は、前記判断を左右するものではない。」とそれぞれ改める。

2 当審における当事者の補充主張に対する判断

(1) 控訴人らは、立法措置等により具体化された制度に基づく権利を侵害し、あるいはこれを不利益に変更する場合には、裁判所は、立法府の広範な裁量を認めるべきではなく、後退禁止原則が適用されることを考慮して、その目的が正当であり、その目的を達成するために必要最小限のものであることを、被控訴人に主張立証させた上で、その合憲性について厳格に審査、判断しなければならないと主張する。

しかし、まず、後退禁止原則を含め、社会権規約 9 条及び 2 条 1 項並びに社会権規約委員会の一般的意見に、立法府の裁量が直接に羈束されるものであるということはできないし、憲法 25 条 2 項を解釈する上でも規範的効力を有するものではないことは、前記説示したとおりである。

また、憲法 25 条 1 項における「健康で文化的な最低限度の生活」の具体的な内容が、その時々における文化の発達の程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであるとともに、同条の規定を現実の立法として具体化するに当たっては、国の財政事情や多方面にわたる複雑多様かつ高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものであり、同条 2 項は、福祉国家の理念に基づき、社会的立法及び社会的施設の創造拡充に努力すべきことを国の責務として宣言したものであって、後退禁止原則を規定したものとはいはず、後退的措置を伴う立法の合理性、憲法 25 条適合性を検討するに当たっては、高齢者を対象とする公的年金制度の特質が考慮されるのが相当であるとしても、急速な少子高齢化の進行により、従来同様の制度設計で世代間の公平を保ちながら公的年金制度を持続させていくことは極めて困難となっている状況において、公的年金制度の設計は、高度に専門的かつ分野横断的な検討を要するものであり、公的年金制度に係る立法府の裁量を検討するに当たっては、上記のような側面も十分に考慮すべきである。そして、現行年金制度は、被保険者の負担する保険料で給付費を賄う賦課方式を基本とし、将来にわたつ

て財政の均衡を保つために定期的に財政再計算をすることが義務づけられ、年金額についても、社会経済情勢等の変動により改定されることを当然に予想していること（国年法4条、4条の2・3、厚年法2条の2ないし4）に鑑みれば、年金制度の不利益変更においても、それが著しく合理性を欠き、明らかに裁量権の範囲の逸脱・濫用があると見ざるを得ないような場合を除き、裁判所が審査・判断するのに適しないことは、原判決を補正の上、引用して説示したとおりである。

したがって、控訴人らの上記主張は採用することができない。

(2) 控訴人らは、立法府であれ行政府であれ、その裁量権は、憲法が裁量権を与えた趣旨に沿って適切に行使されなければならないところ、平成24年改正法制定に至る立法手続判断過程に裁量権の逸脱・濫用があるかどうかの審査によって、立法府の裁量権の逸脱・濫用の有無を判断すべきであると主張する。

しかし、行政府と立法府では、裁量を有する主体が異なり、行政機関による基準策定に係る裁量は、立法機関で定められた法律により限界づけられるものであって、法律の定立そのものの裁量を問題とする国会の立法措置とはその裁量の質が異なるところ、これらの差異にもかかわらず、控訴人らのいう「判断過程審査」がすべからく立法機関の裁量権の行使にかかる審査にも妥当すると解するのは相当ではない。しかも、日本国憲法は社会保障制度としての公的年金制度について具体的に規律しておらず、昭和22年5月3日に日本国憲法が施行された後、最低限度の生活保障等を目的とする現生活保護法は昭和25年5月4日に施行されたものの、国年法は12年余り経過した後に施行されていることからも明らかなとおり、憲法25条1項が、同年金制度自体で「健康で文化的な最低限度の生活」を保障することを要求していると解する根拠はない以上、各社会保障制度全体において実現されるべき前記保障について、急速な少子高齢化が進む中で、世代間の公平を保ちなが

ら持続可能な年金制度を、財政的制約の中、どのように構築するか、すなわち、どの程度の負担を国民に求めて、その保障を担わせるべきかは、前述したとおり、すぐれて専門的かつ政策的な判断を要することからすると、立法手続判断過程の審査にはなじまないというべきであり、憲法25条1項が規定する「健康で文化的な最低限度の生活」の保障を目的とした無拠出型の公的扶助である生活保護法の保護基準の審査と同様に扱うべきとはいえない。

したがって、控訴人らの上記主張は採用することができない。

(3)ア 控訴人らは、控訴人らのいう憲法25条適合性判断における「判断過程審査」を前提として、平成24年改正法には、立法過程において、必要な調査、検討、議論の欠如、事実誤認が認められ、また、平成13年特例法附則2条が求める「財政に与える影響」についての適切な考慮、検討が行われたともいえないなどとして、立法過程について立法裁量権の逸脱・濫用があると主張する。

しかし、上記主張の前提となる控訴人らの主張する判断枠組みが相当ではないことは上記のとおりである。なお、前記附則2条の定めは、あくまで国年法等の定める物価スライドによる減額改定を平成13年度は行わない旨定めた平成13年特例法の附則として規定されていることからしても、年金の実質的価値を維持するための仕組みとして国年法等が採用している物価スライド制による改定を制約する定めと解することはできない以上、平成24年改正法の立法過程において、考慮又は検討すべき事項等を具体的に規定したものと解することはできない。

したがって、控訴人らの上記主張は採用することができない。

イ また、控訴人らの指摘する立法過程に現われた事情が、平成24年改正法の内容等の合理性を審査する際に考慮される場合でも、その合理性の判断を左右するとまではいえないことは以下のとおりである。

(ア) まず、立法過程における、調査、検討、議論の程度、内容については、

国会における審議、判断等が、所定の手続に則ってなされ、その結果可決成立された法律である以上、その十分、不十分性が問題になったとしても、立法府の裁量権の逸脱・濫用があると見ざるを得ないような場合であると直ちに認められるものではない。それを措くとしても、平成24年改正法における立法目的及びその手段に合理性が認められることは、原判決を補正の上、引用して説示したとおりである。

(イ) 控訴人らは、特例水準の解消について、その合目的性（正当性）や目的と手段の合理性、妥当性、整合性が議論され、検討された形跡はないと主張する。しかし、検討会議による社会保障改革案は、10回にわたり議論された上で取りまとめられたもので、その議論の中で、仮に、特例水準の解消のみについて正面から議論されたことはなかったとしても、検討会議では、既に平成16年改正で導入されたマクロ経済スライド制が、デフレ下において適用されない制度となっていることの見直しが前提とされ、その運用のあり方、併せて、貧困、格差対策、低所得者対策については議論されていること、社会保障改革案及び社会保障・税一体改革案には、デフレ下のマクロ経済スライド制の検討について言及されていることに照らせば、検討会議においては、特例水準の解消を前提としたマクロ経済スライド制導入の実効化が議論されてきたと推察される。また、その後、年金部会においては、平成24年改正案の提出に向けて計8回の審議が重ねられ、特例水準の解消について、その方法や年金受給者への丁寧な説明などが議題にされ、解消の是非や財産権との関係について複数発言されていること、「社会保障審議会年金部会におけるこれまでの議論の整理」を取りまとめるに際しては、衆参両議院における厚生労働委員会並びに行政刷新会議ワーキンググループにおいて具体的に特例水準の解消について議論がされていることに照らすと、特例水準の解消における議論、検討が欠如していたとまではいえない。

(ウ) 控訴人らは、特例水準の解消により一律に年金額を減額することの要否、年金減額の前提となる既裁定者の基礎的な生活に関する事情や確保されるべき生活水準、女性の低年金受給者の深刻な生活実態等、特例水準の解消に要する期間、他の代替手段や選択肢、特例水準の解消を必要とする事情（特に年金財政、年金積立金の状況）や維持した場合の経済政策全体への影響等について客観的資料に基づく検証、検討がされておらず、パブリックコメントや既裁定者からの聴取もされていないから、平成24年改正法における裁量権の行使には逸脱・濫用があると主張する。

しかし、上記主張は、いずれも原審におけるものの繰り返しであり、控訴人らが主張する上記各事情を考慮して、より減額の程度を圧縮する方法を選択しなかったからといって、平成24年改正法における立法府の選択決定が著しく合理性を欠くものではなく、明らかに裁量権の逸脱・濫用があると見ざるを得ない場合に該当するとはいえないことは、原判決を補正の上、引用して説示したとおりである。

(エ) 控訴人らは、現役世代の扶養負担は、長期的にはほとんど変化せず、多少重くなるとしても、将来的な労働生産性の向上や女性の社会進出などを考慮すると、極めて軽微であり、また、少子化により人口が減少してもGDPの水準を維持・増大できれば、再生産を続け、豊かさの水準を引き上げができるのだから、労働力人口の減少による国民経済規模が縮小するとの懸念は当たらない、賦課方式で運営されている年金制度においては、将来世代の年金は、将来の年金財源によって賄われるものだから、特例水準の継続の有無は将来世代の年金水準を左右するものではないし、特例水準を将来世代にも適用されるよう維持すれば、世代間に不公平は生じないと主張する。

しかし、我が国が急速な少子高齢化の局面に入り、年金受給世代と現

役世代との人口比が大きく変動している現状では、控訴人の提出した証拠によっても、現役世代の扶養負担が長期的にはほとんど変化しないとする根拠は乏しく、少子高齢化の影響を減殺する程度に労働生産性の向上や女性の社会進出が見込まれるとまではいえず、将来的にGDPの水準を維持・増大しうるというのは、平成24年改正法当時から現在に至るまで希望的観測の域を出ないといわざるを得ない。また、特例水準の継続の有無は将来世代の年金水準を左右するものではない、特例水準を将来世代にも適用されるよう維持すれば、世代間に不公平は生じないと控訴人らの主張は、賦課方式であることを前提としても、少子高齢化を見据えた将来にわたる持続可能で安定的な年金制度の構築という視点を放棄するもので到底受け入れることはできない。

(イ) その他、控訴人らは、平成24年改正法は、立法府がマクロ経済ストライド制やその審議過程で示された事実誤認の数字に基づいて選択決定したものであるから、裁量権の逸脱・濫用があると主張する。

しかし、上記主張は、原審におけるものの繰り返しであり、これらについて原判決を補正の上、引用して説示したとおりである。

ウ 以上によれば、平成24年改正法における立法府の選択決定が著しく合理性を欠くものではなく、明らかに裁量権の逸脱・濫用があると見ざるを得ない場合に該当するとはいえないとする判断をいずれも左右するものではない。

したがって、控訴人らの上記主張は、いずれも採用することができない。

(4) 平成24年改正法の憲法29条1項適合性について

ア 控訴人らは、憲法29条の解釈に当たっても、後退禁止原則が適用されることを考慮して、その目的が正当であり、その目的を達成するために必要最小限のものであることを、被控訴人に主張立証させた上で、その合憲性について厳格に審査、判断しなければならないと主張する。

しかし、後退禁止原則の適用の有無については、既に憲法25条適合性の判断において説示したとおりである。

そして、既に裁定済みの年金受給権は、憲法29条1項が保障する財産権に該当するものであるところ、法律で一旦定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するようにされたものである限り、これをもって違憲の立法ということはできないのであり、当該変更が公共の福祉に適合するようにされたものであるかどうかは、一旦定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度、及びこれを変更することによって保護される公益の性質等を総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによって判断すべきであることも、原判決を引用して説示したとおりである。

イ、その他、控訴人らは、平成24年改正法の判断、決定過程において、男女差や高齢者の消費実態などを具体的に顧慮されることなく一律に年金を減額し、マクロ経済スライド制の導入や特例水準を解消する必要性を検討しなかつたなどと主張する。

しかし、立法過程における、検討、議論の程度、内容については、国会における審議、判断等が、所定の手続に則ってなされ、その結果可決成立された法律である以上、同法律が合理的な制約として容認されないとする判断に直ちに影響するものとはいえない。それは措くとしても、男女差や高齢者の生活実態を考慮しても、平成24年改正法による年金額の減額は、年金受給権に対する合理的な制約として容認されるべきものであることは、原判決を引用して説示したとおりである。

ウ 以上によれば、平成24年改正法による年金額の減額は、年金受給権に対する合理的な制約として容認されるべきものであり、控訴人らの上記主張はいずれも採用することはできず、上記判断を覆すものではない。

(5) 控訴人らは、年金財政が悪化していた事実はないとしながらも、仮に被控訴人が主張するように年金財政が悪化していたとしても、赤字の理由が特例水準の維持にあることについての立証はないと主張する。

しかし、平成24年当時の状況として、平成16年改正法の目指した持続可能で安定的な年金制度の構築を実現することができない状態が続いていたところ、従前の予想以上に少子高齢化が進行するなどといった社会経済情勢も踏まえ、将来世代の給付水準が低下することを回避し、世代間の公平を図り、社会保障である公的年金制度の持続可能性を確保することを目的として、特例水準を解消するとともに、マクロ経済スライド制を適用することができるようとしたことが、年金受給権に対する合理的な変更として容認されるべきものであることは、原判決を引用して説示したとおりであり、年金額の引下げにより、本件乖離を解消するとともにマクロ経済スライド制を適用できるようにした平成24年改正法における立法府の選択決定には、相応の合理性があるということができる。そして、平成24年当時に、平成16年改正法による改正後の国年法等の定める本来的な水準の年金額よりも2.5%高い年金額が支給されている状況については、いずれ解消されるべきことが法律上予定されていたことに照らすと、年金財政が悪化し、赤字となった理由が特例水準の維持のみあるか否かについては、上記選択決定に相応の合理性があるかどうかの判断に影響するものとはいえない。

3 以上の次第で、控訴人らの請求はいずれも理由がなく、これらをいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第10民事部

裁判長裁判官

中垣内健治